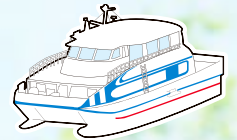
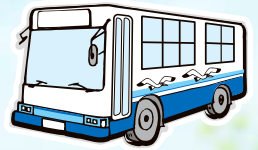


“いきいきお出かけ券” の交付が始まります



平成30年4月1日現在で住民登録されている70歳以上(昭和23年4月1日以前生まれ)のかたを対象に、「いきいきお出かけ券」の交付が始まります。

健康福祉課高齢・障害係 ☎ 25 1186

いきいきお出かけ券の種類と内容

※①から③のいずれか1つを選択できます。

番号	券の種類	利用可能区間	交付枚数
①	かもめバス回数券 (100円券) ※ハッピーチケットでは ありません	かもめバス全区間	対象者の住所地により異なります。 国崎町、相差町、畔蛸町、 千賀町、堅子町のかた ……72枚 石鏡町のかた ……60枚 上記以外のかた ……48枚
②	市営定期船回数券	神島・答志・桃取・菅島航路 (いずれか1航路を選択)	12枚
		坂手航路	20枚
③	近鉄電車回数券	白木駅～伊勢市駅の間 (駅の途中で下車する場合は、 その駅で券は回収されます)	12枚

※利用する際は、券を係員に提示し、必要枚数を切り離して使用してください。

交付方法

- ①5月上旬に、対象となるかたの自宅に「いきいきお出かけ券引換証」を郵送します。
- ②5月11日(金)から、市内郵便局(簡易郵便局を除く)、保健福祉センターひだまり、または各連絡所で交付を開始します。

- 交付期間 5月11日(金)～12月28日(金)
- 交付時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) ※郵便局は午後4時まで
- 交付に必要なもの
 - ①いきいきお出かけ券引換証
 - ②本人確認ができるもの(健康保険証、介護保険証、運転免許証など)
 - ③印鑑
 ※代理人受取の場合…上記①・②(②はコピー可)のほか、代理人の本人確認ができるものと代理人の印鑑が必要です。

ご注意ください!!

- いきいきお出かけ券の使用は、本人のみです。
- この券を他の人が使用したり、譲渡したりはできません。
- 年度途中で券の変更や再発行はできません。
- この券を換金することはできません。
- この券の交付を希望しない場合は、「いきいきお出かけ券引換証」を破棄してください。



券を使用できる期間
5月11日(金)～平成31年3月31日(日)